

議案第50号

取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例の一部を改正する条例について

取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例（平成17年条例第116号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年6月7日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

ぬくもり医療費の支給対象者の年齢を現行の15歳までから18歳までに拡大するとともに、社会保険各法に基づく給付の項目の明確化その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例の一部を改正する条例

取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例（平成17年条例第116号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療費の支給)</p> <p>第3条 取手市は、対象者の疾病又は負傷について、支給条例第4条第1項から第4項までの規定による算出方法の例により算出された額をぬくもり医療費(以下「<u>医療費</u>」という。)として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、対象者が規則で定める手続に従い、支給条例第4条第6項に規定する医療、<u>指定訪問看護又は手当</u>を受けた場合には、対象者が当該医療、<u>指定訪問看護又は手当</u>に関し同項に規定する<u>保険医療機関等、指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外の者</u>に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等、<u>指定訪問看護事業者又は保険医療機関等以外の者</u>に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払をしたときは、当該医療、<u>指定訪問看護又は手当</u>を受けた者</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出生の日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。</p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(医療費の支給)</p> <p>第3条 取手市は、対象者の疾病又は負傷について、支給条例第4条第1項から第4項までの規定による算出方法の例により算出された額をぬくもり医療費として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、対象者が規則で定める手続に従い、支給条例第4条第6項に規定する医療<u>又は指定訪問看護</u>を受けた場合には、対象者が当該医療に関し同項に規定する<u>保険医療機関等に支払うべき費用又は当該指定訪問看護</u>に関し同項に規定する<u>指定訪問看護事業者</u>に支払うべき費用を、その者に代わり当該保険医療機関等<u>又は指定訪問看護事業者</u>に支払うことができる。</p> <p>4 前項の規定による支払をしたときは、当該医療<u>又は指定訪問看護</u>を受けた者に対</p>

に対し、医療費を支給したものとみなす。

し、医療費を支給したものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第1項第2号の規定は、平成30年10月1日以後の診療に係るぬくもり医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るぬくもり医療費の支給については、なお従前の例による。